

入札説明書

令和 7 年札幌市告示第 472 号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 2 月 5 日

2 契約担当部局

〒003-8505 札幌市白石区菊水 9 条 1 丁目 5 番 22 号

札幌市保健福祉局衛生研究所保健科学課事務係 電話 011-841-2341

メールアドレス eiken-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

衛生研究所検体収集業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による

(3) 履行期間

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までとする。

(4) 履行場所

札幌市白石区菊水 9 条 1 丁目 5 番 22 号 札幌市衛生研究所

(5) 入札方法

単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録され、総務省の特定信書便事業者の許可を受けており、指定する場所での受け取り及び巡回収集が可能である者であること。

(3) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

- (2) 入札書の受領期限

令和7年2月21日（金）11時50分（送付の場合は必着のこと。）

- (3) 開札の日時及び場所

令和7年2月21日（金）12時00分 札幌市衛生研究所1階研修室

- (4) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び「令和7年2月21日（金）12時00分開札【衛生研究所検体収集業務】の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和7年2月21日（金）11時50分までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、上記アで作成した封書を外封筒に入れ、その外封に「令和7年2月21日（金）12時00分開札【衛生研究所検体収集業務】の入札関係書類在中」の旨を記載のうえ、上記2あてに令和7年2月21日（金）11時50分（必着）までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の指名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の指名を記入して押印（外国人の署名を含む。）しておくとともに、開札時まで委任状（別紙2）を提出しなければならない。

オ 入札者又は代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

- (5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 質問の提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年2月14日までの8時45分から17時15分までの間で提出すること（送付による場合は必着）。

ウ 質問に対する回答

令和7年2月17日以降、札幌市公式ホームページ内「衛生研究所」の入札情報のページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

- (6) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙 2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、ただちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙3）を提出しなければならない。

(6) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則として5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙4のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。